

令和5年度 岐阜県水防協議会議事録

日時：令和5年5月19日(金曜日) 10:30～11:30

場所：岐阜県庁20階 2001会議室及びウェブ会議

出席者

委員（会長代理）

岐阜県県土整備部次長 和田 真吾

委員

国土交通省中部地方整備局長 代理 河川情報管理官 渡邊 伸也 様（ウェブ参加）

岐阜地方気象台長 林 広樹 様

岐阜県警察本部長 代理 災害対策室長 小川 伸英 様

岐阜県河川協会会長 代理 岐阜市基盤整備部水防対策課長 荒井 崇 様（ウェブ参加）

清流の国ぎふ女性防災士会長 伊藤 三枝子 様

岐阜県女性防火クラブ運営協議会副会長 森 けい子 様

公益社団法人岐阜県看護協会会長 青木 京子 様

中部学院大学短期大学部学長・中部学院大学副学長 片桐 史恵 様（ウェブ参加）

岐阜市立藍川北中学校長 河合 美佐子 様

オブザーバー

岐阜県危機管理部長 代理 防災課地域防災支援監兼防災対策監 土屋 彰宏

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長 代理 副所長 岩田 幸雄 様
（ウェブ参加）

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 代理 副所長 黒田 英伸 様
（ウェブ参加）

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長 蘆屋 秀幸 様（ウェブ参加）

航空自衛隊岐阜基地司令 代理 第2補給処企画課長 大森 淳 様

事務局

岐阜県県土整備部河川課長 真鍋 将一

岐阜県県土整備部河川課 管理調整監 中通 珠子

岐阜県県土整備部河川課 水政係長 内田 俊之

岐阜県県土整備部河川課 維持係長 伊藤 祐輔

岐阜県県土整備部河川課 水政係主任 高木 秀長

【司会（河川課 中通管理調整監）】

本日は、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度岐阜県水防協議会を開催します。

最初に、会議の成立要件についてご報告申し上げます。

岐阜県水防協議会条例第6条により、会議は委員の3分の1以上の出席で成立となりますが、委員15名のうち本日の出席者は11名ですので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、委員の変更についてご報告申し上げます。

これまで、委員として大垣市PTA連合会中学校母親代表の役職にある方をお願いしてまいりましたが、令和4年度末をもって当役職そのものが廃止されることとなりました。

他県の状況も参考に、これまでも当協議会の会長代理を務めてまいりました岐阜県県土整備部次長を、「関係行政機関の職員」との位置づけで、正式に当協議会の委員とすることとし、令和5年4月16日付けで、岐阜県県土整備部次長の和田が委員に就任しております。

また、水防法第8条第4項により、当協議会の会長には岐阜県知事が充てられておりますが、岐阜県水防協議会条例第3条第3項の規定により、令和5年5月18日付けで、本日の会議における会長代理として、委員である岐阜県県土整備部次長が指名されておりますので、本日の会議の議長は、会長代理として岐阜県県土整備部次長の和田が務めさせていただきます。

なお、本日のご出席者のご紹介につきましては、日程の都合上、出席者名簿の配付をもって代えさせていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日の議事概要はこれまで同様、県ホームページに掲載させていただきたいと思っております。事前に議事概要の案を送付させていただきますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、岐阜県県土整備部次長の和田より、ご挨拶申し上げます。

【議長（和田県土整備部次長）】

岐阜県県土整備部次長の和田でございます。

本日は、ご多忙のところ、またお足元の悪い中、令和5年度岐阜県水防協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、県土整備部部長より挨拶を申し上げるべきと思いますが、他公務等により出席ができないため、代わりにご挨拶させていただきます。

また、平素より、本県の水防行政、河川行政に対しまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

岐阜県水防協議会は、水防法第8条及び岐阜県水防協議会条例に基づき、岐阜県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する役割を担っている協議会でございます。

令和2年度から令和4年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染防止のため、緊急避難措置として、異例ではありますが、書面開催の形式で行わせていただきました。今回は、久方ぶりのウェブ形式も取り入れました対面での開催でございます。

さて、近年は、気候変動の影響により、水災害が激甚化、頻発化しております。昨年は、岐阜県では大きな災害はありませんでしたが、8月の大雨により、岐阜市内の境川や大垣市内の水門川で水が溢れ、家屋の床下浸水が発生しております。

この5月7日には、県下で5月の平年値の2倍以上となる大雨となり、下呂市内の飛騨川と中津川市内の木曾川で氾濫危険水位を超え、とりわけ、中津川市では避難指示が発令されました。水防体制を絶えず見直ししながら、充実させていくことの重要性が増してきているという認識をしているわけでございます。

本日は、岐阜県水防計画の変更案について岐阜県から諮問を受けておりますので、ご審議をいただきますことをお願いしまして、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（河川課 中通管理調整監）】

それでは、ここからの進行は和田県土整備部次長にお願いします。

【議長（和田県土整備部次長）】

水防法第7条第1項の規定に基づき、岐阜県知事から「令和5年度岐阜県水防計画変更（案）」のとおり、岐阜県水防計画を変更したいと諮問がありましたので、ご審議をお願いしたいと思います。

それでは、変更案について、事務局の説明を求めます。

【事務局（河川課 内田係長）】

河川課水政係長の内田と申します。

令和5年度岐阜県水防計画変更（案）について、説明させていただきます。

次第をご覧ください。

今年度の主な変更点としましては、洪水予警報の伝達系統の見直し、排水ポンプ車に関する規定の整備、水防倉庫及び水防資器材等に関する規定の見直し、重要水防箇所の見直しとなります。

このほかに、例年発生する水防資器材の在庫数量の更新等の修正もございますが、それらの説明については、割愛させていただきますので、ご了承ください。

それでは新旧対照表に沿って、順にご説明させていただきます。

まず、洪水予警報の伝達系統の見直しについてご説明いたします。

水防法では、河川の一部の区間について、国民経済上重大な損害を生じさせるおそれの程度という観点から、重要度の高い河川区間を「洪水予報河川」として指定し、その次に重要な河川区間を「水位周知河川」として指定し、対応しております。

岐阜県が管理する洪水予報河川は、長良川、宮川、飛騨川の3河川の一部区間、水位周知河川は境川、糸貫川など24河川の一部区間となっております。

洪水予報の伝達系統に関し、岐阜県水防計画において、「岐阜県が管理する水位周知河川」については、水位情報を岐阜県警察本部に伝達すると定められていましたが、「岐阜県が管理する洪水予報河川」については岐阜県警察本部に伝達すると定められておりませんでした。

今回の改正により、洪水予報河川についても、水位周知河川と同様に、岐阜県警察本部への伝達を行うよう、取扱いの統一を図ることとしております。

次に、排水ポンプ車に関する規定の整備について、ご説明します。

【事務局（河川課 伊藤係長）】

河川課維持係長の伊藤と申します。よろしくお願いたします。

岐阜県排水ポンプ車におきまして、岐阜県水防計画の中に、「岐阜県排水ポンプ車の訓練 県は、岐阜県が保有する排水ポンプ車が洪水時等に迅速かつ確かな活動を行えるよう、出水期前において一般社団法人岐阜県建設業協会と合同で訓練を行うなど、操作の習熟に努める」と記載しております。

ここで、岐阜県が配置した排水ポンプ車について、紹介していきたいと思えます。

資料「岐阜県の排水ポンプ車」をご覧ください。

1枚目の白い手前の2台の車両が、排水ポンプ車となります。

次のページは、国土交通省中部地方整備局ホームページより引用してまいりました。

平成30年7月8日に撮影されたもので、いわゆる西日本豪雨といわれた時の、岡山県倉敷市における緊急排水作業状況でございます。このように、昨今、排水ポンプ車が活動する様子が報道されております。

写真でみていただいているとおり、このときは、堤防の決壊等により、多くの方がお住まいの住宅地まで水が流れ込んでしまい、住宅地に流れこんだ水が、堤防が邪魔をして自然に川に流れることができず、水がたまってしまう、という状況となります。

岐阜県でも、特に低平地で同様の地形が多いわけですが、いったん水があふれて川に自然に戻るできないような場合、同様の形で排水作業を行うこととなります。

次のページに、同じように排水ポンプ車が活動した事例として、関東地方整備局のホームページを紹介します。この写真の右側に、オレンジ色の浮き輪のようなものが見えますが、最近ですと、明治用水の取水口が壊れ、排水ポンプ車が出動した際も同様に使用されており、このフロート、浮き輪の下にポンプがあり、ホースをつないで川に水を押し戻す、といった状況の写真となっております。

次のページをご覧ください。こちらが、排水ポンプ車のイメージとなっており、堤防を乗り越えてホースを川側までつなぎ、ポンプでくみ上げた水を川側に押し戻すといった流れとなります。こういった排水ポンプ車の活動により、水につかってしまった地域の排水

を行うことで、被害の軽減や、一日でも早い復旧、復興に取り組むための第一歩となります。

次のページに、岐阜県における中部地方整備局からの排水ポンプ車の派遣実績について、まとめてございます。

岐阜県に排水ポンプ車が配備される前は、中部地方整備局からの派遣によって対応させていただいておりました。

特筆すべきところは、平成29年、平成30年、西濃地方南部等で浸水被害の恐れがあったときですが、平成29年は延べ15台、平成30年は延べ22台の派遣をいただき、支援をいただいたところです。

令和元年、2年の派遣実績はなかったのは、たまたま、山間部での水害被害が多かったことが理由です。繰り返しになりますが、排水ポンプ車は、堤防が設置された住宅地などが川の水位よりも低い地域で川の水があふれ、水が自然に川に戻ることができないとき等に出動しており、これらの年は、排水ポンプ車に対応するケースではありませんでした。

全国的にも、このような水害が全国的に多発する中、岐阜県に排水ポンプ車がいつでも派遣されるとは限りません。河川管理者として、主体的に水害対策をとれるよう、岐阜県でも排水ポンプ車を導入しております

次のページをご覧ください。

令和3年1月に2台納車されております。排水量は毎分30トンで、およそ小学校のプール(25m×18m×1m)の水を15分程度で空にする能力をもっており、岐阜県では岐阜市と大垣市に1台ずつ配備しております。

ただし、ただ配備されただけでは確実に動かせるとは限りません。

次のページをご覧ください。

令和5年度の訓練状況の写真です。かつては、これだけの排水を行うためには、排水ポンプを運ぶために大型クレーンが必要でしたが、近年、排水ポンプ車の研究が進んでおり、この写真のとおり、ポンプは小型化され、人力作業で設置ができるようになっていきます。

排水ポンプ車の運用については、次のページをご覧ください。

排水ポンプ車の具体的な作業につきましては、岐阜県建設業協会のご協力のもと、「災害応援協力に関する協定」に基づき、県と岐阜県建設業協会が一体となって運用することとなっております。

確実な運用を行うために、排水ポンプ車を県では、洪水被害の発生などの有事に備え、排水ポンプ車の操作訓練を実施しています。

次のページをご覧ください。

県では、洪水被害の発生などの有事に備え、排水ポンプ車の操作訓練を毎年実施しています。

どこの地区で水害が発生しても対応できるよう、毎年県内の11の建設業協会の協力のもと、出水期前までに排水ポンプ車の操作訓練を行い、延べ100名を超える協会の

皆様と共に、実際の排水ポンプ車を使用して操作訓練を行い、操作訓練を通じて、毎年操作方法を確認いただいております。

次のページには、それぞれ恵那市、大垣市、下呂市、高山市での訓練状況の写真を掲載しております。このように、県内各地で集まいただき、実際の排水ポンプ車を使用して操作内容を確認いただき、確実な運用の担保を行っているところです。

私からの説明は以上です。

【事務局（河川課 内田係長）】

次に、水防倉庫及び水防資器材等に関する規定の見直しについてご説明します。

これは、令和4年度の包括外部監査の指摘を受けて見直しを図るものです。

包括外部監査とは、地方自治法の規定に基づき、県が毎年度、弁護士、公認会計士等と「包括外部監査契約」を結び、包括外部監査人が特定のテーマを設定し県や関連団体に対して監査を行うというものです。

令和4年度の監査テーマは「防災に関する事業」であり、その報告書において、水防倉庫に関する指摘及び意見が記載されました。

指摘の内容は「県の水防倉庫、水防資器材の現状を把握したうえで、必要の際にすぐに市町村に提供できるよう、水防資器材を整理して備蓄すること」というものであり、意見の内容は「水害発生時における有用性の観点から、水防倉庫に備蓄すべき水防資器材の種類、数量などを再検討することが望ましい」というものでした。

ちなみに、水防上、水防に関する責任は市町村等水防管理団体が有することとされ、都道府県は、水防管理団体の水防活動が十分に行われるように確保すべき責任を有することとされております。つまり、一次的な水防責任は市町村等水防管理団体が担い、都道府県はその活動をサポートするという関係に位置付けられております。

さて、こうした指摘や意見を受け、岐阜県水防計画における水防倉庫及び水防資器材に関する規定のあり方を改めて検討した結果として、今回の改正案となっております。

新旧対照表のP100のすぐ下の(1)のとおり、水防管理団体は適切な場所に水防倉庫を設置し、水防資器材の適切な整備、補充、更新を行うという方針を明記するとともに、水防団が水防資器材の進歩に柔軟に対応できるような規定とすることしました。

これまでの整備基準量を示す表については、各水防管理団体が地域の水防活動の実態に合わせ、合理的に水防資器材の整備を進めることができるよう、参考例という位置づけにするとともに、他県等を参考に、項目、数量等の見直しを図っております。

具体的には、重要水防箇所において実施が想定される水防工法として「積み土のう工」および「シート張り工」というものがあるのですが、それらの工法に必要な水防資器材を想定し見直しをしております。

ちなみに、「積み土のう工」とは、洪水が堤防からあふれる恐れがある場合に、土のうを積み上げて越水を防止しようとする工法であり、水防工法の中でも最も基本かつ重要

な工法です。

また、「シート張り工」とは、洪水によって堤防の表法、つまり川側の斜面が、侵食されたり、崩れているところに、シートをかぶせて、侵食や崩れがそれ以上進まないよう、また堤防の中に水が入らないようにして、被害の拡大を防ぐという工法です。

また、県が水防資器材を保有するのは、水防管理団体、すなわち市町村等を支援するためですので、(2) (3) のとおり、県の水防資器材の整備、使用に関する規定を整備することとしました。

水防管理団体である市町村等も水防資器材の備蓄に努めているため、県の備蓄する水防資器材が必要とされる事態が生じる頻度は高くはないと考えられますが、県としても適切な整備に努めてまいりたいと考えております。

また、こうした改正により、水防倉庫、水防資器材に関する水防管理団体、県のあり方がより明確になるものと考えております。

次に、重要水防箇所の見直しについて、ご説明します。

「重要水防箇所」とは、堤防の破堤や、河川からの溢水等により、人命財産に重大な被害が生じるおそれがあるため、水防活動を重点的に行う必要がある箇所のことです。

堤防の高さや幅、過去の漏水実績等を踏まえ、基準に従い、該当区間を重要水防箇所として指定しています。

県が河川を管理する区間における、今年度の重要水防箇所の変更内容は、重要水防箇所4か所の指定を解除するというものとなっております。

重要水防箇所指定解除(案)というタイトルの、岐阜県地図が載っているものをご覧ください。解除しようとする箇所の位置はこのようになっております。

順にご説明します。A4横の、重要水防箇所調査表をご覧ください。

1つ目は、養老町有尾(ありお)地内、一級河川木曾川水系五三川(ござんがわ)の右岸側、延長135mの箇所です。堤防強度不足のため、平成8年から重要水防箇所に指定しておりましたが、護岸工事の完了により、堤防強度不足が解消されたため、重要水防箇所の指定を解除するものです。

2つ目は、飛騨市宮川町地内、一級河川神通川水系宮川の左岸側、延長100mの箇所です。護岸不備のため、平成2年から重要水防箇所に指定しておりましたが、令和元年度に護岸の整備が完了し、令和2年度から令和4年度までを経過観察期間としてきましたが、経過が良好であることから、重要水防箇所の指定を解除するものです。

3つ目及び4つ目は、高山市奥飛騨温泉郷地内、一級河川神通川水系高原川の左岸側、延長700m、及び、右岸側、延長1800mの箇所です。国土交通省神通川水系砂防工事事務所による平湯川砂防樹林帯事業の工事施行中であったため、重要水防箇所に指定しておりましたが、事業が完了したため、重要水防箇所の指定を解除するものです。

国が河川を管理する区間における、今年度の重要水防箇所の変更内容は、添付のとおりとなりますが、重要水防箇所の追加の主な理由としては、「出水による被災があったため」

であり、削除の主な理由としては「護岸工事が完了したため」となっております。

最後に、災害対策車両等指示連絡系統図の変更についてご説明します。これは、国の災害対策車両等を訓練や展示等で使用する際の窓口が防災課計画係から防災室調整係に変更となったため修正するものです。

事務局からの説明は、以上となります。

【議長（和田県土整備部次長）】

ただいま、事務局から説明がありました、岐阜県水防計画の変更案につきまして、ご質問、ご意見等のある方は発言をお願いします。

【清流の国ぎふ女性防災士会会長 伊藤 三枝子 委員】

水防資器材の想定の中で、「積み土のう工法」と「シート張り工法」という内容がありますが、シートは何千番を用意するのでしょうか。

【事務局（河川課 高木主任）】

毎年、市町村に対して水防訓練等に使用する水防資器材の供与をしておりますが、市町村の要望により、シートについては、主に 2000 番や 3000 番を提供しています。

【清流の国ぎふ女性防災士会会長 伊藤 三枝子 委員】

例えば災害により屋根が崩れた際、配布されるシートが 1000 番となると、シートが弱いので何回も交換しなければなりません。こちらの表にシートの番号の記載がなく、堤防のり面をシートで被うということであれば、最低 2000 番から 3000 番は欲しいと思っていたところですが、市町村が 2000 番や 3000 番で対応していると聞いて納得いたしました。

ありがとうございます。

【議長（和田県土整備部次長）】

他にご意見等もないようですので、当協議会としては知事に対し「意見なし」と答申することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし、の声)

【議長（和田県土整備部次長）】

ご異議ないようですので、そのように答申することとしたいと思います。本日の議事は終了しましたが、せっかくの機会ですので、水防に限らず、何かあればご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

【岐阜地方気象台長 林 広樹 委員】

岐阜地方気象台でございます。いつもお世話になっております。

最近、線状降水帯という言葉を使って情報等をお伝えしている状況ですが、5月25日から、「顕著な大雨に関する気象情報」については一部改善して情報提供がされるようになります。

これまでは、線状降水帯が発生したという情報でしたが、線状降水帯が発生する概ね30分前から発表できるようになります。

近年、大雨が増えている状況がございますので、全庁として防災気象情報を改善しながら進めている状況でございます。

ご不明な点等ございましたら、岐阜地方気象台までお問い合わせください。

気象台からは、以上でございます。

【事務局（河川課 内田係長）】

事務局から、水難事故防止啓発の活動について、ご案内させていただきます。

お手元のチラシをご覧ください。

岐阜県の河川では、毎年水難事故が発生しており、県としては、水難事故防止啓発にも取り組んでおります。「川は急に深くなるから危険である」、「川では必ずライフジャケットを着用する」ということを主眼において啓発活動を行っております。

ツイッターでも情報発信しておりますので、周りの方にも広めていただきますとともに、フォロー、リツイートしていただければ幸いです。

事務局からは、以上です。

【司会（河川課 中通管理調整監）】

会議の冒頭で、委員15名のうち本日の出席者は11名と申し上げましたが、ウェブシステムの不具合により、出席者を10名と訂正させていただきます。なお、会議は委員の3分の1以上の出席で成立となりますので、本日の会議は有効に成立していることを、再度ご報告申し上げます。

【議長（和田県土整備部次長）】

皆様方には、会議の円滑な進行へのご協力をありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の会議は閉会といたします。